

第 20 号 議 案

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(審査会)</p> <p>第 2 条 法第30条の40第 1 項 <u>(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)</u> の規定により置く法第30条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第 1 項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎県条例第 35号）第 7 条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、前項に規定する<u>本人確認情報等</u>の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。</p>	<p>(審査会)</p> <p>第 2 条 法第30条の40第 1 項の規定により置く法第30条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎県条例第35号）第 7 条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、前項に規定する<u>本人確認情報</u>の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。</p>

3 略

(本人確認情報等の利用)

第3条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第4条 法第30条の15第2項及び法第30条の44の6第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）及び法第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

1～6 略
7 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> （昭和25年法律第127号）第22条又は第23条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
8～20 略

3 略

(本人確認情報の利用)

第3条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第4条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

1～6 略
7 <u>肥料取締法</u> （昭和25年法律第127号）第22条又は第23条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
8～20 略

第2条 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(<u>審査会</u>)	(<u>審査会</u>)

第2条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第7条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

2及び3 略

別表第1（第3条関係）

1～13 略
14 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄、3の項事務の欄及び4の項事務の欄に掲げるもの
15～20 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項事務の欄及び6の項事務の欄に掲げるもの
略	

附 則

この条例中、第1条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等

第2条 法第30条の40第1項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第7条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

2及び3 略

別表第1（第3条関係）

1～13 略
14 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄、3の項事務の欄、4の項事務の欄及び5の項事務の欄に掲げるもの
15～20 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項事務の欄及び7の項事務の欄に掲げるもの
略	

における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に規定する施行の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正規定は、この条例の公布の日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）等の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。